

デジタル市場競争会議ワーキンググループ（第6回） 議事録

1. 開催日時：令和元年12月3日（火）13:00～14:30
2. 場 所：合同庁舎4号館 共用408会議室
3. 出席者：
  - 依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授
  - 生貝 直人 東洋大学 経済学部 准教授
  - 上野山勝也 (株)PKSHA Technology代表取締役
  - 川濱 昇 京都大学大学院 法学研究科 教授
  - 川本 大亮 PwCあらた有限責任監査法人 パートナー
  - 伊永 大輔 広島修道大学大学院 法学研究科 教授
  - 増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
  - 森川 博之 東京大学大学院 工学系研究科 教授
  - 山田 香織 フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所  
パートナー弁護士

（デジタル市場競争会議 構成員）

  - 泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科・法学部 教授

（関係有識者）

  - 小林慎太郎 株式会社野村総合研究所 ICTメディア・サービス産業  
コンサルティング部 パブリックポリシーグループマネージャー  
上級コンサルタント
4. 議事
  - (1) デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）の方向性
  - (2) 個人情報保護法改正案の方向性
5. 配布資料
  - 資料1 事務局提出資料（非公開）
  - 資料2 個人情報保護委員会提出資料

○依田座長

ただいまから「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」の第6回を開催いたします。

本日は、塩野議員は御欠席です。また、競争会議議員の泉水議員と、野村総合研究所の小林様にも御参加いただきます。

それでは、事務局のほうから、本日の議事と資料の取扱いについて説明をお願いします。

○成田審議官

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、この2件、個人情報保護法案と透明化法案について、本日、御議論いただければと思っております。

今回は、資料1と資料2がございますが、資料1につきましては、非公開とさせていただければと思っております。

資料2は、公開する予定のものでございます。

そのほか、議事録の公表等々について、この後、夕方にまたブリーフィングがあるという点については、いつもと同じでございます。

以上でございます。

○依田座長

それでは、まず、事務局のほうから、取引透明化法案について、約10分間のプレゼンテーションをいただき、その後、約30分間の質疑応答に移りたいと思います。

○成田審議官

それでは、早速でございますけれども、透明化法案のほうでございます。

資料1（非公開）という紙を開いていただけますでしょうか。

まず、これで全体像というか、今までの議論の経緯も含めて、改めてのおさらいでございますけれども、ポイントとして、一番左上にありますように、プラットフォームの特徴として、2つ目のポツにありますように、ネットワーク効果等々によって、独占・寡占に至りやすく、ロックイン効果が働きやすいと。

そういった中で、公正取引委員会、総務省、経済産業省で、さまざまな実態調査をしてくれている中で、真ん中の雲のようなところがありますが、取引事業者の皆様からのさまざまな懸念の声が上がっている。

特に、オンラインモールとアプリストアについての、そういった実態が浮かび上がってきているということで、一番右側でございますけれども、特に取引事業者、出店者であったり、アプリ開発者の方からしても、売上依存等によって、不利益な変更等であっても利用せざるを得ないと、まさにロックインの状態があるということでございます。

この問題は、公正取引委員会の実態調査でもありましたように、大きく2つ性格が少し異なる問題があるだろうと整理しております。

右側の赤い部分は、まさに独占禁止法（独禁法）の違反に当たるような公正な競争を阻害するような行為に当たるケース、これは、もちろん、今までのとおり独禁法が、個々の

違法事案の是正として対応すると。

一方で、ここで今回、いろいろ挙がってきている問題は、必ずしも全てが独禁法違反というわけではないということで、独禁法違反になるよりも前の時点でのさまざまな取引環境上の課題があると。

今回の法案、この青い部分については、こういった事前のちゃんとした説明をすとか、あるいは体制を整えると、あるいは開示ができていないものを開示するといったようなことについて、この青い部分の丸でありますように、透明性が低い、右側の青いもう一つの丸であります、体制・手続等が不十分と、こういった部分について、独禁法よりも前の段階での、こういった環境部分についての対応をしようということが、今回の法案の趣旨でございます。

これが、まず、全体像でございます。

今まで、この場でもいろいろ御議論を積み重ねていただきまして、一方で、いろんな事業者とも議論の調整等を踏まえた上で、現時点での、少し詳細に関する状況でございます。これについて、今日は御議論をいただければと思っております。

まず、基本的な考え方は、透明性が低く、ユーザー、利用事業者の方々の予見可能性が低いという問題。手続面あるいは体制面で、公正性を高める余地があると。

こういった問題について、透明性を高める開示あるいは体制整備等を求める手続の公正性を高める規律、こういった規律を設けることによって、取引環境を整備していくといったようなことであります。

他方、独禁法の違反事案は、独禁法で対応するというところでございます。

それで、個々の論点についての議論でありますけれども、まず、対象については、これは、今までと変わっておりません。デジタル・プラットフォームというものを、ネットワーク効果、多面市場、インターネット由来等々の特徴を捉えて定義づけるということ、まずした上で、特に取引の透明性、公正性を高める必要性の高いものをデジタル・プラットフォームとして特定をします。これについては、主な規律の対象としていくということを考えております。

メルクマールの例として、取引先保護の必要性、すなわちロックインの状況等々について。あと、国民生活、国民経済の影響の大きさ。当該分野において、一定の規模があること。こういったメルクマールを設定しながら、特定デジタル・プラットフォームというのを決めていくといったようなことでどうかと考えております。

具体的には、実態調査で、いろいろと問題が出てきているオンラインモール及びアプリストアの機能ということで、これも今までのとおりで整理ができればと考えております。

続きまして、情報開示と手続、体制整備についての規制、規律のあり方でございます。

まず、開示につきましては、予見可能性を高めていくといったようなことで、実態調査などのことを踏まえて、例えば、今までの実態調査でも言われております、取引拒絶があった場合の、拒絶する場合の判断基準であったりとか、決済サービス等を、利用を要請す

る場合の理由等々、それから、問い合わせ、苦情等への対応に関する窓口についても明らかにしていくと。

また、取引先の事業者だけではなく、消費者に対しての開示がなされるようにということで、検索等々のランキングの主要な要素であったりとか、データを仮にプラットフォーム側が自社の販売等のために利用するようなことがあるのであれば、それについての条件等について。

それから、持っているデータについてのアクセスの可能性あるいはその範囲についての開示も求めると。

実際に特定の行為を行う際についての開示として、契約の変更とか、何らかの作業を要請する場合の内容、理由、拒絶する場合の内容、理由等についても開示をしっかりとる。

それから、この開示については、基本的な規律だと考えておりますので、それが十分ではない場合は、勧告、公表を行い、それでも従うことがないような場合には命令を行っていくと考えております。以上が開示についてであります。

2番目でございますけれども、ここは、少し今までの議論を踏まえて、こういう形での方向性でどうかということで御議論を特にいただければと思っているところの1つでございます。

運営における手続、今までの開示に加えて手続、体制、運営面についての公正性を確保するというところで、まず、主務大臣のほうで、公正確保の観点でとるべき措置についての大枠を遵守事項として、指針として定めると考えております。

是正すべきことがあれば、勧告、公表なり改善を促すということで考えております。

この指針でございますけれども、内容として、基本方針の策定、それから、利用事業者の方々に対して適切な対応をするための体制の整備ということで、日本市場での対応に関する責任体制であったりとか、苦情への対応、紛争処理の体制。

取引の公正さを確保するための手続、プロセスの整備ということで、例えば、アプリ審査あるいは一方的変更等において、社内できちんとばらつきのないような形での適切な判断がなされているか、あるいは要請があった場合に、しっかり対応ができるかといったような手続、プロセスの整備についての内容についても、大枠を指針で定めるということで、もちろん、具体的にどういうことをしていくかというところは、自主性に委ねるということで考えております。

したがって、例えば、取引拒絶は、正当な理由がはっきりしているような場合、これは、比較的クリアだと思えますけれども、それが、必ずしも明確ではないような場合について、もちろん独禁法上の違反のおそれがある場合は、措置請求ということになるわけですが、このあたりについて、特に透明性を高める手続をしっかりと体制を整えていただくといったようなことかと思っております。

運用のイメージでございますけれども、主務大臣が講ずべき措置の指針を策定すると、先ほど申し上げたことと、それに対してプラットフォーム事業者は指針を参考に、必要な

措置を自主的な形で、業態に応じて取っていく。

これにつきましては、レビューにおいて取引先等の意見も踏まえながら、必要な措置がとられているかどうか、手続体制についてとられているかどうか、必要に応じて、勧告、公表を行っていくということでございます。

次に、行政庁への運営状況のレポートということでございます。

これは、定期的に取り組への自己評価を付した上で、行政庁のほうにプラットフォームからレポートを提出していただくことを義務づける。レポートの内容については、情報開示の取組、あるいは全体の運営状況について、あるいは紛争等の処理状況、改善状況等について御報告をいただきます。

その上で、行政庁でモニタリング・レビューをするということで、報告を受けた内容を踏まえてレビューをし、評価を公表していくといったようなことで考えております。

皆様方の御意見もいただいて、どういう設計のあり方がいいのか、いろいろとお知恵をいただければと思っております。

次に、今まで明示的に御議論をいただいていた点かもしれませんが、やはり、取引事業者からも、いろいろと行政庁が情報を集めるということが重要な要素だと思っております。やはり、泣き寝入りになってしまうおそれがあるということで、そういう意味で、取引事業者が行政庁に情報提供をしても、例えば、不利益な取扱いを受けるというようなことがないようにするであるとか、あるいは守秘義務との関係で、守秘義務が解除されるように、例えば、行政が両事業者側にも報告徴収をかけるといったようなことで、報告徴収をかければ、契約上も制限がなくなるといったような効果を生むのではないかと、こういった手当も少し考えてはどうかといったことで、この点も御議論をいただければと思っております。

あとは、今までと同じ部分でございますけれども、もちろん独禁法違反のおそれがあれば公正取引委員会に措置請求をするということを考えております。

最後に、本法については、当然、海外事業者というのも視野にある、この場でもいろいろと御議論をいただきましたけれども、基本的に内外の別を問わず適用するというところでやっていきたいと思っております。

具体的に、まず、命令であったり、報告徴収というものが届くのかという意味において、代理人の設置であったりとか、公示送達という手段を法的に手当するという、それに加えて罰則もかけていくと。

罰則は、基本的に属地主義ということで、国内での行為に対してですので、開示等について、国内で行われるということで、基本的に罰則が適用されるということだと思っておりますけれども、その中で、内外の別なくやっていくということを考えております。

私からは、以上でございます。

○依田座長

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。

まず、本法の基本的な考え方と、規律の対象についての考え方について、気になる点を、各自自由に意見を言ってもらいたいと思います。まず、基本的な考え方と対象についての考え方につきまして、このところでどうですか。

川本議員から、お願いします。

○川本議員

私からは、特定デジタル・プラットフォーマーの定義というところで、メルクマールの例として幾つか提示していただいているもの自体は全然問題ないと思います。一方、先日のGAFAのヒアリングの中でも、やはり、デジタル・プラットフォーマーと呼ばれるものは、国内外に多数存在していて、その中から、対象になるデジタル・プラットフォーマーの定義についてはかなり気になっているなというところだったと思うのです。

規制の対象になるほうもそうですし、なり得る事業者の方々、この定義が、まだ不明瞭というか、曖昧さを少し残しているかなという印象を受けていて、例えば、なぜ、A社は対象になって、B社はならないのか。では、B社もなるとしたときに、C社はなぜならないのかとか、その辺の区分が明確に、今のメルクマールの例だけだと答えられない部分もあるのかなと思っていて、この粒度、細かさをもう少し慎重に記載する必要があるのかなという印象を受けました。

○依田座長

では、山田議員、お願いします。

○山田議員

紛争とか、不服申立てとか、テクニカルな行政法の話になるのですけれども、今、いろんなところでプラットフォームの方が発言をされていたりするのを聞くと、モニタリングの対象として選ばれてしまったときに、行政側に文句を言う途はあるのかという点を気にされています。

モニタリングといっても、行政手続になりますので、究極的には、選ばれたことについて不服申立て手続がどうなるのか、という 이슈が出てくる可能性は避けられないと思います。大きいプラットフォームは、不服申立てを出さずに受け入れるということになるかも知れないですけれども、そのあたりのメカニズムを法的メカニズムの話として洗っておいたほうがいいのかなどというのがコメントです。

○依田座長

ありがとうございます。生貝議員、お願いします。

○生貝議員

基本的な考え方について、この法全体として何を重視するかということなのですからけれども、特に、専門柄、ヨーロッパのPtoB規則との兼ね合いで考えますと、向こうの規則の原則というのは、透明性、モニタリング、そして、救済という、この3つを大変重視している。それにより、予見可能性の高いビジネス環境をつくることとしています。

そうした中で、例えば、規約に定めがないことですか、そもそもの規約違反などのと

きに、内部処理、苦情処理の体制を含めて、不公正な取扱いに対して救済できるメカニズムというのを、非常に大きく置いている。

今回の日本の法案の中でも、手続、体制の整備というところで、苦情処理体制、紛争処理体制ということを導入されるかと思うのですけれども、基本的な考え方のところ、少し救済というところを強調されると、この法案位置づけの外部から見たわかりやすさにも資するのではないかと感じた点があります。

○依田座長

泉水議員、お願いします。

○泉水議員

後ろのほうで述べようかと思ったのですが、基本的な考え方についてと、特定デジタル・プラットフォームの定義の問題も絡みますので、ここで申し上げてしまいます。開示規制が中心であれば、EUのように、特定プラットフォームに限定しないで規制をすることも考えられます。レビューとか、モニタリングのところも、そういう意味では、開示規制に対するモニタリングなのだから、そんなに重いことが、毎年定期的に報告することが必要かという論点があります。結論としてはこれでいいと考えるのですけれども、どう説明するかという問題があると思います。

その関係で、今回、利用者の苦情の対応や、紛争処理の体制、先ほどのお話にもありましたが、これがかなり重要であって、そのためには、特定デジタル・プラットフォームを限定して、しかも一定の厳しい何らかのレビューをするということになると思いますので、このあたりを重視した説明になるのではないかなと考えました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

事務局からお願いします。

○成田審議官

ありがとうございます。可能な範囲でお答えしたいと思います。定義について、そこは、もちろん、具体的にどういう指標をとるのか、マーケットの規模なのか、利用されている事業者の数なのか、あるいはシェアなのか、そのあたりを、まさに、これから引き続き詰めていくということで、御指摘を承っていきたいと思っております。

また、これについては政令なり省令で定義するというので、それが結果として具体的な事業者の対象になってくるということですので、行政措置でございますので、行政不服のものにはなるのかなと、ちょっと確認をいたしますが、そう考えます。

単位については、おっしゃるように、これはサービス単位と考えております。したがって、アップルで言えば、アプリストアということだと思っております。

それから、救済を強調するというのは、そこは承りたいと思っております。

泉水議員の御指摘も、おっしゃるように、少し後ろのほうで来る規律が、ウエートが少

し変わったというところがあるかと思いますが、まさに、おっしゃっていただいたとおり、開示だけではなくて、特に運営状況ですね、この部分のモニタリングというのは、かなり重要で、かつ、少し手間がかかってくるころだと思いますので、説明の仕方として、そこをもう少しわかりやすいような形で気をつけてやっていきたいと思っております。

○依田座長

では、引き続き議論をいただきたいと思います。

透明性、公正性向上のための情報開示と手続体制整備（共同規制）で、特にその中で、今回、かなり具体的に出てきたところとして、開示事項のイメージと、実際に指針の遵守事項の検討項目例等も出てきたところでもありますので、そこら辺も中心に、特定デジタル・プラットフォーム事業者の役割について、意見を伺いたいと思います。

伊永議員、お願いします。

○伊永議員

まず、情報の開示の話ですけれども、開示先について、取引先事業者であるとか、消費者も含むかということとを区別されて、カテゴライズしているのは、非常によいと思いました。誰に対して開示されるかというのは、必要性に応じてよく考えなければいけない点ですが、取引先事業者だけではなく、消費者に対しても開示すべき事項があるかと思っていましたので、非常にいい整理をされたと思っています。

また、開示すべきであるのに開示がなされないという場合を、国が把握できるのは、モニタリング・レビューを通してということになると思うのですが、モニタリング・レビューを通して問題が見つかった場合には、ここで言う、勧告・公表であるとか、主務大臣による措置命令が検討されるという整理になっているということによいか、という確認が1点目です。

もう一つは、体制整備による公正性の確保のほうですけれども、行為の遵守事項というのはガイドラインのような形で示して、それをモニタリング・レビューの中で消化していく方向性と理解しました。

もともと行為規制だと、どこまで、どのようにして守ればいいかが不明確というのが、どうしても残ってしまいますので、それを共同規制の中で消化していった、遵守につなげてもらうという趣旨だと受け止めています。

これもモニタリング・レビューを通して、是正が必要な場合には、勧告・公表により改善を促すということになるのかなと思っていますが、この点の救済の面について、最終的に、どうやって国が把握して、それに対してどういうふうな対応をとるのかということを確認できればと思います。

○依田座長

引き続き、上野山議員、お願いします。

○上野山議員

少し各論過ぎるかもしれませんが、ストア内検索ランキングなどが表示される画面に、良いアプリが特集されたり広告費を支払って表示される枠がある場合にどう考えるのかというのは、論点としてはあるかなど、特集の中立性をどう担保するのかといった話です。

○依田座長

ありがとうございます。生貝議員、お願いします。

○生貝議員

ありがとうございます。

今、上野山議員がおっしゃられたところと同じ検索表示のところなのですけれども、1つは、まさに、今、ありましたとおり、ランキングといっても、いろんな見せ方、目立たせ方があると思うので、どこまで技術中立的に定義をするかということが、まず、1つ。

そして、今回、特に消費者に対して開示する事項が含まれたこと、私自身、これは望ましいことだと思います。

そういったときに、例えば、ヨーロッパのほうとの対比で見ますと、ランキングの主要な要素というだけで、果たして足りるのか。

例えば、向こうのほうですと、パラメーター間の相対的重要性の理由というところまで求めている。やはり、理由についてしっかりと説明責任を果たすといったようなところも重要であり、そして、いろいろなパラメーターがある中で、どれがどのくらい重要なのかということも、ある程度わかりませんと、実質的な意義をどこまで果たせるのかということもありますので、どこまで細かく求めるかということを考える必要があと思います。

それから、どこまで細かく求めるかにかかわるのですけれども、やはり、この背景にあるプラクティスとして、例えば、お金を出すことで上のほうに表示されたりする仕組みというものが、どうも存在しているらしいのだが、よくわからないといったようなことが、背景にある問題としては非常に大きいと思います。

EU規則では前文のところ、そうしたレミュネレーションに対する特別な取扱についても注意深い記述を置いています。お金を払って上に表示されるような仕組みが、ちゃんと事業者に対しても消費者に対してもわかるということが非常に重要なと感じるところでございますので、どこまで、ここで細かく書くかが難しいところですが、重要なところでございますので、少し意見を述べさせていただいたところです。

○依田座長

引き続きまして、小林様、お願いします。

○小林様

これは、生貝議員が、恐らく専門かと思うのですけれども、タイトルにある共同規制と、どの部分が共同規制なのか、実は余り腑に落ちていないというのがございます。

それと、今回、主務大臣が取引の公正性の観点で、取るべき措置について、方針を定めるということなのですが、ここで言っている主務大臣というのは、オンラインモール、アップストアのそれぞれの主務大臣になるのか、例えば、楽天でも、楽天トラベルとあった

ときに、それは国交省ではないかとか、主務大臣が随分分かれてしまうのではないかと  
いうのが気になりました。

2点でございます。

○依田座長

ありがとうございます。増島議員、お願いします。

○増島議員

恐れ入ります。ありがとうございます。

全体的に、これは最終的にということなので、別に、ここでこうやって書いてくれとい  
う話と少し違うのですけれども、エンフォースメントが少しわかりにくいなと思っていま  
す。仮に特定プラットフォーマーが要請に対処したことにしてふわっと書いて逃げるとい  
うことをしたときに、それだとだめなのですよと、我々は言っていかなければいけないは  
ずなのです。しかしその際に特定プラットフォーマーに、「いうこと聞かなかったらばど  
ういうひどい目に遭うのですか」と聞かれたときに、我々は何が起こると想定をしたらい  
いのか、ここがもう少しわかるといいなと感じます。

もちろん、措置命令、これは内閣府でやるのかどうか、私も主務大臣がどうなってい  
るのかは気になったのですが、そこを含めて、どういうふうに、これで実効性があると思っ  
てもらえるような形になっているのかというのが一点でございます。

○依田座長

私も一点で、小林様がおっしゃったとおりで、共同規制があって、ヒアリング対象先にも  
対話というのをキーワードにして、彼らが参加同意を出してくれたところもあって、共  
同規制の彼らの対話の可能性は、今後のどこら辺に入ってくるのかも、また、わかりやす  
い形で見えやすくなるといいなと思いました。

ここままで、一回事務局に戻します。

○成田審議官

ありがとうございます。

まず、伊永議員からの御指摘でありますけれども、おっしゃるように、国が確認する  
か、モニタリング・レビューを通じてということでもあります。

そういう意味で、ちょっと順番があちこちになるかもしれないですけれども、共同規制  
というところの考え方あるいは今回の仕組みで、どの部分がというところですが、  
開示義務があり、そして、それをどう運営するか、運営の手続であったりとか、体制のど  
ころについて、例えば、ここらに100人を置かなければいけないとか、そういうことを細か  
く決めるのではなく、まさに、そこは事業の特性に応じて、事業者の自主的な対応を求め  
るということで、そこは民間の創意工夫をします。

その上で、レビューをしていく。委ねる以上、それがどうなっているかというところは  
チェックをしていくというところで、そのレビューをしていく。

レビューをしていく際に、こうしなければいけないということをかちっと決めるという

よりは、そこを議論しながら、どういう利用事業者側の不安があるのか、それに対して、どう解消できるのか、本当に解消できない部分、し切れない部分もあるのだと思います。そういったことを事業者とも議論をしながら、モニタリング・レビューを通じて、適正に、どんどんレベルを高めていくと、そういうところに共同規制というところが、制度的には埋め込むことができるのではないかということでもあります。

それから、上野山議員と生貝議員から御指摘がありました、検索ランキングですけれども、特に、御指摘がありましたように、広告料を支払っているのが、ランキングにどう反映しているのかというのは、消費者の方々にとっても、事業者にとっても重要な要素だと思っていますので、その部分については、特に重要な開示すべき事項として、この主要な要素のパラメーターの中に位置づける方向で考えたいと思っております。

そういう意味では、お金が何らか払われているということも、同じような要素だと思っております。

あと、主務大臣の御指摘を何人かの方からいただきましたけれども、これは、まだ調整中ではございますけれども、基本的には、所管として、所掌の事務としては、経済産業省のほうで、経済取引に関する一般的な政策を担当するという事務が所管としてございます。

まさに、今回のものは、取引環境の規律ということでもありますので、まず、経済産業省が中心となりながら、もちろん公正取引委員会とか、総務省とか、それぞれの所掌事務で関係してくると思いますので、その方々と協調、連携しながらやっていく体制なのかなど。まだ、詳細は、これからであります。

したがって、業態によって、それぞれ主たる省庁が変わるといことがないように、振れがないようにしていきたいと考えております。以上です。

○依田座長

行政庁によるモニタリング・レビューについて、質疑、コメントはございませんでしょうか。では、伊永議員、お願いします。

○伊永議員

先ほどの開示義務との連動性について、主にモニタリング・レビューを通じてということですが、取引先事業者から申告があった場合に、独自に動ける体制があったほうが良いように思いました。

そういう意味では、情報提供者からの報告を受け付けて、さらには、取引先事業者から意見を聞いたり、場合によっては、開示義務事業者から意見を徴収するという調査ルートも設けたほうが良いのではないかと思います。

こうした体制整備は、開示義務のほうだけでもいいかもしれません。ただ、迅速な対応が必要な場合があると思いますので、そういった意味からも独自の調査権限は充実すべき点だと思いました。

○依田座長

では、増島議員、お願いします。

○増島議員

恐れ入ります。

モニタリング・レビューですけれども、これは、以前までですと、どちらかという、ステークホルダーレビューのようなイメージで資料が書かれていて、行政庁が取りまとめるという、こういうふうなたてつけであったように記憶をしているのですが、今のものだと、どちらかという、行政庁がやりますと、それで、ステークホルダーぽい人にちょっと意見を聞きますけれどもねと、こういうふうな感じになっているように見えます。現状の制度のしつらえの想定は、行政庁がやるという形なのでしょうか。そして、それを具体的にやる方法として、何とか会というのを開いてやっていくのか、このあたりがちょっと、以前と少しトーンが変わっているように見えたので、現状のお考えを教えてください。

○依田座長

森川議員、お願いします。

○森川議員

ここで話しすべきことではないかもしれませんが、コメントというか、感想を言う場がなさそうだったので、ここで言わせてください。

一点、共同規制なのですが、それにしては、若干きつい感じがしましたという感想です。

やはり、ここで挙げられているものは、全てのプラットフォーマー、小さいものでも必要なものにはなりますので、せっかくなので、これに合わせて、ガイドラインみたいなものもつくっていただいて、全員にこういったものは周知していただきたい。

それで、例えば、その分野での一定の割合の消費者を抱えているようなプラットフォーマーを特定プラットフォーマーとして、それ以上に少しくつくやっていたとというのは賛成です。

ありがとうございます。

○依田座長

山田議員、お願いします。

○山田議員

私自身も解決策があるわけではないので、単なるコメントなのですが、今後、どう動くかわからない業界なので、モニタリングは非常に重要だと思っているのですけれども、今回全体像が改めて出てきて、結局、この主務官庁というのが、事実上、プラットフォームの監督官庁みたいになると理解しました。

今の建付けでは、監督官庁がまず見て、その後、問題があるものは公正取引委員会に連携すると、言い換えれば実際の事件として調査するとなっているのですけれども、実際、世界を見渡してみると、EUなども、新しいプラットフォーム関係の事件がどんどん始まっていますし、事件として調査している当局がある中で、この日本の新しい枠組はかなりユニークなものになってくると思います。

実際、監督官庁が定められている業界に、公正取引委員会が調査の手を入れられているかという、航空であれ、金融であれ、テレコムであれ、なかなか調査ができていない印象があり、逆に言うと、何か重大だという問題が起こったときにもし公正取引委員会の調査が入ると、監督官庁がいて見ているのに、モニタリングしているのに、それが不十分だという、ある意味、その監督官庁への批判みたいなことになってしまうわけです。そういう微妙な霞が関の中の力学で、今回の新しい枠組がもし、調査される会社側にとっても手続上の担保がある形で公正取引委員会が調査に入りにくいような結果をもたらすとしたら、もしかしたら、それは、これから進むべき方向性の本意ではないのかもしれないなというように思いました。

○依田座長

川本議員、お願いします。

○川本議員

私は2つあったのですが、1つは増島議員のコメントどおりだったので、そこは割愛させていただいて、もう一つ、レビューのヒントというところで、自主的な報告を定期的に行っていただくと。その頻度に関しては、これから検討の余地があるということだったのですけれども、開示している情報や、事業者が行っている取組や体制に、報告後に変更が入るケースもあるので、例えば、報告した後に、大きな変更、重要な変更が入った場合は、そこについては、都度、訂正の報告を出すとか、そういう仕組みとセットにして考えておけば、定期的な報告の頻度を、そんなに上げることなく運営ができるかなと思いました。

○依田座長

川濱議員、お願いします。

○川濱議員

私、まず、基本的には、既に御指摘があったとおり、開示規制の場合に、これは特定に限る必要があるのかないのが問題となります。もちろん全てのタイプの業種に必要なタイプの開示規制というわけではないタイプ、特定行為に伴う開示というのは、もともと特定デジタル・プラットフォーマーを前提に置いたものと思いますけれども、それ以外の分というのは、基本的に、本来なすべきことなのであって、そうだとすると、エンフォースメントメカニズムとして、モニタリング・レビューに頼るという形式で、かなり迂遠な印象はあります。単純に特定行為に伴う開示が不十分なことを確知したら、その都度、適切に入っていくほうが望ましいのではないかという印象です。

次に、モニタリング・レビューについてですが、これはレギュレーションのかなめとなるところなのですけれども、ここで一点疑問があります。今回はある種の遵守体制と、よきプラクティスを重視する体制づくりというのを軸に、それらは自主的な取組なのだから、その性能を事後に見るというタイプのたてつけになっているように、私は理解しました。ここで問題となるのは、遵守体制の整備ができるのは、コード・オブ・コンダクトがしっかりしていて、したがって、守るべき内容がはっきりわかっているということがあるので

はないかということです。それを前提に遵守体制の是非を見るということは可能だと思います。しかし、今回は、二段階ありまして、まず、コード・オブ・コンダクト自身が、明確に何がいかかわからないので、そのコード・オブ・コンダクトの探求と、その上で、遵守体制の是非の2つを見なければいけないところがあって、そこでいくと、今回も一応、遵守の大枠に関する指針をつくるということになっているわけです。そこで、この大枠の指針のつくり方が問題となります。

特に、その中で、これは開示規定ともかかわりますけれども、ここでも既に議論があったとおり、正当な理由が何であるかということが、チェックが困難な理由があるときに、それが本当に正当な理由であるか、ないのかをかなり機微な情報にも当局が触れつつ確認していく作業というのが重要なのだらうと思います。コード・オブ・コンダクトが練り上げられていくというプロセスでもあるのだと理解します。

競争法上問題があるような場合には、競争法の執行に行くというような形も含めて、対応が予定されている。これに対しては、共同レギュレーションと言いながら、かなり厳しい規制になるのではないかという見解もあるようです。しかし、共同規制は、基本的に、相手が説明のつかないことをやった場合には、十分に強いサンクションを及ぼすということになるのだから、そういったことを踏まえた形の方向でまとめていただくとありがたいなという印象でございます。

○依田座長

生貝議員、お願いします。

○生貝議員

今の川濱議員がおっしゃったことに関連して、今回、運営状況のレポートというのは、それが1年ごとなのかどうかということは別として、事後的に行うということになっているところ、事前にうちとしては、こういうやり方をしていくのだということについてのコード・オブ・コンダクトをつくっていただくように求めるというのは、1つのやり方なのだらうと思います。

そのことに基づいて、実際にやってみた結果、どうであったかということについて、しっかり報告を求めるわけですが、その前の段階として、果たしてやろうとしている方向性が正しいのかどうかというようなことというのを、遵守事項や指針とのすり合わせを含めて、ある程度担保をしていくという意味で、事前の行動規範の位置づけということを考えてもよいかと感じました。

○依田座長

泉水議員、お願いします。

○泉水議員

先ほどの話の後半と、実は私の最初の話の後半とかかわるのですが、今回のモニタリング・レビューというのは、要するに開示規制を補完するものであったり、手続の透明性というのを補完するものであって、個々の行為類型について、例えば、お墨付きを与えない

かという先ほどの山田議員の御懸念というのは、全く賛成でして、そういうものではないということは明らかであるのですが、その点をはっきりとさせておかないといけないだろうなど、むしろ、そうすると、違法行為を促進する方向に、場合によっては働くかもしれないという点が1つ懸念をしているということを申し上げたいと思います。

そういう意味では、モニタリングというのは、先ほども申しましたとおり、遵守体制を、苦情に対する対応、紛争処理の体制を整えていただくという機能があり、場合によっては、例えば、さらに苦情処理機関のような機能もあってもいいと思うので、そこまで行政が介入するののかという問題もありますので、そのところは微妙だと思えますけれども、取引事業者に対して、報告をさせるという義務づけをするというのは、そういう意味では重要なツールだろうと思います。その点は賛成します。

ただ、公正取引委員会では、優越的地位の濫用の審査のときに、取引相手に対して報告命令を出すわけですが、あちらのほうは、それに違反したら刑事罰がかかるわけですね。違反行為者も同じですが、いわば被害者でも報告命令に違反した場合には刑事罰がかかるという形で行われていますので、そこまで場合によっては必要かどうか、私はわからないのですが、そのあたり、どこまで刑事罰で間接強制するところが必要かというような、テクニカルな問題としてはあるかと思えます。

あと、国際、域外適用の問題については、先ほどの代理人の設置義務とか、このようなところはぜひ導入していただきたいと思います。

以上です。

○依田座長

また、ここまでで、何かリプライがありましたら、お願いします。

○成田審議官

ありがとうございます。

まず、伊永議員からのコメントで、おっしゃるように、両事業者側からのコメント、情報が入って、プラットフォーム側にと、そういう流れは、こういう形によってつくってきたいと思っております。

それから、増島議員からのモニタリング・レビューの位置づけですけれども、絵がわかりやすいかどうかあれですけれども、おっしゃるように、端的に言うと、報告が、この下の絵ですけれども、プラットフォーム事業者から青い矢印で、運営状況のレポートが来ます。そういうのを踏まえて、行政庁としてのレポートを受け、あるいは利用事業者からのいろんな報告、情報が入ってくるのを受けて、課題を整理して、これは行政庁のほうで整理をし、もちろん、対話をしながら、レビュー結果を行政庁のほうでつくって公表するという役割で、今、この案は考えております。

それから、森川議員のほうから、開示については、むしろ全員にという御指摘もあったかと思えますけれども、この開示も、それなりに負荷がかかるところもあるのかなと思っております。実際に、EUでは、開示義務がメインメインになっていて、それが広く対象

事業者になっているのですけれども、むしろ、あちらのほうでの問題点として、中小の小さなプラットフォームまで、そこまでかけると、事実上、対応できるのかという議論もあったということもあるので、もちろん、向こうはまだ執行されていないのですけれども、そういうことも踏まえて、まずは開示義務を含めて特定の方々を対象とするという形にするのがよいのかなというのが、今回の案でございます。

それから、主務官庁と公正取引委員会との関係というのは、おっしゃるとおりで、まさに自主的な措置ということでやっていくので、お墨付きにならないような形でというのは、少し気をつけてやっていきたいと思います。

一般論として言えば、同じく、どちらにしても、広い意味での競争政策、公正取引委員会にしても、今回の枠組みについても、ですので、例えば、少し観点の違う電気の安定供給と競争政策というのとは、そこまで角度が違う関係ではないという意味では、そんなにコンフリクトもないのかなと思いますが、いずれにしても、今、御指摘のあった点は、よく踏まえていきたいと思います。

それから、頻度の関係で御提案をいただきまして、ありがとうございます。今、いただいたところは、少しアイデアとして、また、検討したいと思います。

川瀆議員からのお話は、指針自身が、まさにある種のコード・オブ・コンダクトになるような形で、要は、透明性、公正性を高める上で、どういう観点が政府として大事だと思っているかというところの重点を置くべき分野とか、こういうところは、目的として満たしてほしいみたいなものは、ある程度書きにあって、具体的なやり方は、実際にいろいろやり方があると、そういう関係性での指針を、ある種のコード・オブ・コンダクトとして定めるということかなと思っています。

まだ、指針の中身自体、どう設計するかというところまで、我々も詰めた議論が、完全に詰め切れているわけではないので、今日、いただいた御指摘を踏まえて、やっていきたいと思っています。

○依田座長

どうぞ、お願いします。

○松田課長（経済産業省）

少しだけ補足させていただきますと、先ほど増島議員がおっしゃった、まさに、マルチステークホルダーが見ていて、それで、いろんな意見を聞きながらよくなってもらうということは、我々とても大事だと思っています。ただ、デジタル・プラットフォーマーからしますと、マルチステークホルダーがとてもいいという人もいる一方、取引先の苦情が何でもかんでも全て行政を通して、何かプレッシャーのようにかかるというのは、フェアなのかということも言われていまして、そこは、この法律で見るのは、透明かどうか、ある種の手続のフェアネスみたいなことについては、きちんと取り上げて見ていく趣旨であるということはある程度はっきりさせたほうがいいかなとは思っております。

やり方については、いろんな人が参加できる形のほうが、もちろん設計としては望まし

く、よりそっちを重視したいと思います。ただ、何を受け取って、何を求めていくかのところは、ある程度絞ったほうがいいかなと思いますし、そういう意味では、取引のフェアネス、特にビジネスユーザーから見たときの予見可能性をどう高めてもらうのかということが、主軸になると思います。

あと、川濱議員がおっしゃった、まさにコード・オブ・コンダクトがない世界においてレビューをすることを通じて、そうしたコード・オブ・コンダクトが形成されてきて、それをまたレビューしていくというサイクルを回していくということが、多分求められていると思います。レビューを一回回して終わりというよりも、そこで何らかの規範がお互いの中でできてくるというようなものにしていくことが大事かなと思いました。

○依田座長

次の議題に移りたいと思います。次の議題は、個人情報保護改正案の議題です。

個人情報保護委員会から、約15分の説明をいただき、その後、25分程度の質疑応答に移りたいと思います。お願いします。

○佐脇参事官（個人情報保護委員会）

それでは、資料2を御覧ください。

個人情報保護法の附則に基づく3年ごと見直しということで、法律全体の内容、運用、各般にわたるレビューをしています。したがって、必ずしも本ワーキングにおけるテーマと直結しないものも含まれておりますが、そういう前提でお聞きいただければと思います。テーマは7つに整理しています。順次御説明をします。

まず、1つ目のカテゴリーは、個人データに関する、個人の権利のあり方ということで、昨今、個人情報のありようにつきまして、本人がより積極的に関与することへの期待が高まっておりますので、それについて、どう応えるかという観点から改正事項を整理しています。

主なところは、1つ目でございますが、現行個人情報保護法上、既に、本人の申立てによりまして、事業者における当該個人情報の利用の停止、消去、第三者提供の停止を求められることができるという請求権が定められているわけでございますが、その要件が、現行法では、個人情報保護法違反を構成する場合に限定されております。今般、これを緩和いたしまして、個人の権利利益の侵害に近づくような場合には、利用停止の請求等ができるように、手当をしたいというものです。要件の詳細は、現在、法制的に詰めている最中です。

2つ目は、開示のデジタル化でございます。これは、本人が求めるモードスタイルモード、スタイルで提供いただけるという見直しです。現行法では紙が原則になっているわけでございますけれども、デジタルで提供することを法律上の原則として位置づけた上で、本人が、それを指示できるという方向性を考えております。

この開示の手続の元来の趣旨は、利用の停止、消去、その他の請求を行う前段階で、事業者がいかなる情報を保有しているのかということと本人が把握するためのものなわけですが、今般、このデジタル開示ということとを設けることによりまして、副次的に、本

人が、それをほかの目的に利用しやすくするというような意味合いも、政策目的として積極的に提示していきたいと思っております。データ・ポータビリティの充実ということに対する期待に応えるものにもなるかと思っております。

3と4は簡単に触れますけれども、3つ目は、各種請求の対象となっている個人データの範囲を現行法では保有期間で限定しておりますが、これを廃止するものです。

4つ目ですが、現行法におきましては、本人が拒否をすれば提供をしないという条件の下で、名簿などをさまざまな事業者提供するということが、法律上許容されております。名簿屋ビジネスなどと言われておりますけれども、その規制を若干強化し、本人が、どこに自分のデータがあり、どんな手続で処理されているかということ、より把握しやすい仕組みに改めるものです。

ページをめくっていただきまして、次のカテゴリーは、事業者の守るべき責務ということで、2つございます。

1つ目は、漏洩報告の義務化でございます。

現在、告示による行政指導を根拠とするプラクティスをお願いしておりますけれども、かなり多くの漏洩件数に上る事案であるとか、非常に配慮を要する種類の情報の漏洩でありますとか、そういうプライバシーインパクトの高い漏洩があった場合に、報告を義務づけ、同じく本人への通知を義務づけるというものです。

2つ目は、適正な利用義務の明確化ということでございます。

現行の個人情報保護法は、取得あるいは処理に関連して適正性を求めるものになっておりますが、どういう方法で利用するかという利用の中身そのものに関わる規律はありません。

今般、ここに一定の限度を設ける方向で調整しております。不適正な方法による利用を禁止するという義務規定を設ける予定です。

3つ目のカテゴリーは「自主的な取組を促す仕組みの在り方」ということで、既存の仕組みの拡張でございます。

1つ目は「認定個人情報保護団体制度の多様化」です。

認定個人情報保護団体制度は、この法律ができて以来、業界の自主的な取組を推奨するという趣旨で設けられたものでございます。

最も基本的なファンクションは苦情処理でございまして、あとは、その業界独特の業務実態を踏まえた、あるべき行動規範というものを個人情報保護指針という形で策定、公表し、それに基づく事業者のプラクティスを団体として指導、助言するという、そういう仕組みになっています。当初想定しておりました典型的な例団体は、いわゆる業界団体でございます。例えば、銀行は、基本的に銀行業務だけをやっております、全銀協は、その団体でございまして、全銀協傘下の企業に関する苦情の処理は、基本的には銀行業務に係る苦情処理というような整理ができるのですけれども、例えば、ターゲティング広告をさまざまなサプライチェーンで利用している事業者が、ある指針を遵守するためのコミュニ

ティをつくりたいといった場合、必ずしも銀行のようにシンプルなビジネスではなく、多種多様な事業分野を持っておられる一企業が、その特定の事業部門に限ってターゲティング広告を利用されているということになります。

現行法では、一度、その団体に入りますと、企業のありとあらゆる苦情処理を団体が引き受けないといけないという認定団体の類型しか設けられていないので、今般、事業分野限定型の認定団体制度というものを新たにタイプとして追加するものです。

2つ目は、公表事項の充実でございまして、現行法におきましても、例えば、個別のデータ項目ごとの利用目的の明示でありますとか、あるいは責任者の名前とか住所とか、あとは苦情相談窓口とか、そういうごく基本的な事項についての公表義務が規定されておりますが、今回、それに加えて、例えば、個人情報の取り扱いの体制あるいは講じている措置の内容、それから、データの利用目的のほかにもどういう方法で処理しているかといったような、昨今、個人の方々が特に関心を持たれるであろう項目を、この際、法改正事項ではございませんが、政策的に追加してはどうかということが、2に書いているものでございます。

次のページに行っていただきまして「データ利活用に関する施策の在り方」でございませう。

1つ目は「『仮名化情報』の創設」でございませう。

現行の法律には、匿名加工情報というカテゴリーがございまして、そのカテゴリーは、その匿名加工の状態になったデータは、本人の同意などをとらなくても、転々流通させられると、そのかわり、転々流通して、受け取った先事業者には、一定の行為規制をかけるわけでございますけれども、いずれにしましても、本人とは切断された、個人情報ではないデータの類型というものが、既に法律上ございませう。

今回は、個人情報に位置付けられるのですけれども、もう少し簡便な加工をただけのタイプ、例えば、個人名と、それに関連する購買履歴のようなものがレコードとしてデータデータベースに格納されていた場合、それとは別に個人名を番号、ナンバーに置きかえたただけのものを、別のデータベースにするなどというケースでございませう。

個人に対し、例えば、履歴データを使って、ターゲティング広告などを行う場合は、当然ながら個人が特定される情報を加工して処理する必要があるわけでございますが、他方、そうではない、一般的な商品開発などに資するためのマーケティングのデータ分析でございませうとか、その他、マクロ的な分析を行うに当たっても、企業におきましては、そういった形で安全管理措置の意味もあって、ナンバリングをして、原データとは別のデータベースにした上で、さまざまな分析に活用されているという実態がございませう。

現行制度の下では、そういうふう加工し管理されているものも、通常の個人情報として管理しないといけないということになっていませう。

最も典型的な例で説明を補足しますと、開示請求の場面がそうでした、データベースを分離してナンバーで個人名をマスキングするような加工、管理をしていませう、現行の個人

情報保護法上は、個人の名前と、その番号の対照表のようなものが何らかの形で残っている場合は、わざわざ分離したデータベースまで含めて、もう一回復元した上で、個人の請求に応じないといけないという法解釈になるわけです。

一定の加工をした場合には、それに見合った義務で十分でありますから、今回は、そのようなナンバリングにしたような形のものを仮名化情報と名前をつけた上で、それが、第三者には提供されず、内部分析だけで用いる。さらには、仮名化情報の利用目的を公表するなどを義務規定付けることを条件に、開示請求あるいは利用停止の請求への対応や利用目的制限の義務を緩和していこうと考えております。

2つ目が「提供先において個人データとなる場合の規律の明確化」ということでございます。

先般のワーキンググループなどでも、ターゲティング広告が御議論になったと承知しておりますけれども、一般的なアドテクの世界では、非個人情報と巧みに使いながら、本人と申しますか、特定の方に適うような広告を設計していくというビジネスになってございます。

ところが、最近、さまざまな事案におきまして、もともと非個人情報を前提に扱っていたデータなのですが、一定の技術を使うことによりまして個人データにひもづけることができるようなプレイヤーに、それを販売するようなビジネスが生まれつつある。あるいは、一部問題になっているものがあるということでございます。

非個人情報を提供するに当たりましては、個人情報ではないものですから、法律上は、第三者提供といっても同意などは不要なのですけれども、明らかに先方に渡したところで、個人情報になってしまうことが明々白々な場合というのがございまして、例えば、先方から、自分の持っている個人情報データベースにつけ加えたいので、この個人IDとひもづけられるクッキーに関連する履歴データをくださいというようなオーダーを受けて渡す場合などは典型かと思っておりますけれども、その場合には、個人情報の提供の場合と、法的評価を違える必要はないだろうと思っております、第三者提供の本人同意その他の規律に服させようというのが2つ目でございます。

時間の都合もございまして、3、4は御関心があれば、後ほど御説明いたしますけれども、解釈、運用を丁寧に展開していくということが書いてございます。

5番目は「ペナルティの在り方」でございまして、現在、ペナルティにつきましては、法務省との協議事項になるものですから、現在、調整をしておりますが、一つの考え方といたしましては、個人が刑法を犯した場合に、法人に対する両罰規定があるのですけれども、現在、個人に対する量刑と同じものを上限に法人にも科すことになっておりまして、法人の重科を導入することを、今、検討しております。

最後の4ページ目でございます。

「法の域外適用の在り方及び越境移転の在り方」ということで、ここでは、域外適用について、中心的に御紹介いたしますけれども、端的に申しますと、日本における個人情報

取扱事業者が服する義務には、基本的には、日本で生まれた情報を海外で利用して、日本向けにサービスを展開する事業者にあつては、全て平等に適用するというふうに法律を直した上で、現在、そのような海外事業者には、勧告までの措置が適用されているところ、日本の事業者同様、報告徴収、命令の対象にするというのが、今回の改正でございます。

最後に7番目でございますけれども、これは、余り今回の改正とは関係ございませんが、行政機関、独立行政法人、地方公共団体がそれぞれ保有する情報につきまして、別々の法律、条令で規律しているところを、データの利活用を横断的に行う場合に支障があるとの声が少なくないものですから、そこについての対応につきまして、今回とは別のタイミングになる予定でございますけれども、法的措置を含めて検討することになってございます。

以上、時間の都合で駆け足になりましたけれども、この後の議論の中で、補足的な説明、その他をさせていただければと思います。

以上です。

○依田座長

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

時間の許す限り御意見をいただきたいと思います。

森川議員、お願いします。

○森川議員

ありがとうございます。

1点質問させていただきます。

仮名化情報、これは新しく、これの影響を理解したくて質問させていただきたいのですが、これは、事業者は、今、非常に面倒だということを簡単にすると、そういう目的で、仮名化情報ができたからといって、データが活用しやすくなるのか、そちらとは違うという認識でよろしいのですか。

○佐脇参事官

ありがとうございます。

事業者は、いろんな工夫をしながらデータの利活用に取り組んでおられるという実情がございまして、先ほど挙げましたような開示請求対応が難しいというのは、現場で、これはよく医療分野などで耳にする話です。研究者あるいは新製品開発の現場などにおきますと、少し言葉を選ばずに言えば、開示請求というのは、追加的に大きなコストでございませぬ。

それが、ある種の納得感があれば、格別でございますけれども、わざわざ名前などの本人が特定される情報を外しているのに、またそれをもとに戻して開示請求に応えるというのは、いかにも迂遠でございまして、そのあたりが解消されること自体は、非常に評価されるのかなと思っておりますのが1つ。

あとは、現行制度におきましても、「統計分析というのは、個人情報の取扱いには当たらない」という一つの解釈、整理があるのですけれども、統計分析というものが、どこか

らが統計分析かということについては、やはり、現場におきましては、とても悩む部分があるようでございますので、その点は安心いただけるような措置と思います。コンプライアンス意識の高い事業者であればあるほど慎重ですから、仮名化というカテゴリーをつくることで明確化されることにより、その範囲では、安心して、十二分に利活用いただけるようになると思います。

○依田座長

生貝議員、お願いします。

○生貝議員

ありがとうございました。

まず、Iの2のところの「開示のデジタル化の推進」というところに関して、開示請求で得た保有個人データを本人が利用するという観点が入ったことが、すごく重要だなと感じたところです。

そのデータというのが、デジタル形式でプラットフォームから取り戻すことができ、直接ほかに移転するですとか、そういうところまでは踏み込まなくても、再利用することができれば、恐らくスイッチングコストという観点からもプラットフォームを含むデジタル市場の競争促進には意味があるだろうと思います。

そういったときに、電磁的形式といっても、例えば、PDFで返ってきたり、複雑な様式のエクセルで返ってきたりしても、あまり利用は進まないと思います。せめてCSVですとか、JSONですとか、XMLですとか、そういうフォーマットで返ってくれば、例えば、自分で使うのか、あるいは情報銀行のようなところに移すのか、あるいはほかにアップロードをするのかを含めて、かなり使いやすくなるかと思うのです。

そういった再利用しやすいフォーマットを余り細かく決めてしまうことはできないかもしれないのですけれども、技術的、コスト的に無理のない限りで大枠を決められると望ましいのではないかと思います、その点についてのお考えというのが、もしあればお願いします。

○佐脇参事官

おっしゃっていることは、非常によく理解いたします。法律そのものにどこまで、その趣旨を反映させるかどうかは別でございますけれども、運用その他に当たって、そういったことも踏まえたようなことができればと思っております。

○依田座長

泉水議員、お願いします。

○泉水議員

ありがとうございます。

私のほうは、4ページの最後のほうですが、VIです。域外適用の範囲の拡大についてでして、これについては、域外適用について、従来、勧告までしかできなかったのが、報告徴収と命令も対象にするというので、結構なことだと思って賛成しておりますが、その関

係で、多分、域外適用の根拠は、属地主義だと思うのです。効果主義という考え方はあると思いますが、多分、属地主義でも説明できるということだと思ひまして、先ほどの国内の者に対してサービスを提供する。GDPRでも、サービスを提供する、あるいはモニタリングをEU圏内にするという場合に域外適用できるわけですが、それは、多分、属地主義の立場に立つものだと思います。

とするならば、それと関係がないのかもしれませんが、1の「域外適用の範囲の拡大」の最後のところで「事業者が命令に従わなかった場合には、その旨を委員会が公表できる」というのですが、これは、つまり違反した場合には、刑事罰は科せないで、公表のみという趣旨なのか、従来から違反事業者に対しては、国内事業者ですが、現行法においても命令等に違反した場合は、刑事罰が用意されていると理解していますが、このあたりは、もし、属地主義ならば、刑事罰もあつておかしくないし、先ほどの透明化法案では、属地主義だから刑事罰を科せませんというような説明があつたかと思うのですが、このあたりは、どのように理解したらいいのでしょうか。

○佐脇参事官

国際法のターミノロジーとしての属地主義、効果理論などの整理がありますが、むしろ、説明の仕方として、この対象となる事業者を法律上、どう規定することを予定しているかという点をお示しします。現行法では、本人は日本におりまして、その本人の情報を直接取得して、その本人に対し、サービスを提供したり、物品を販売したりするケースだけが域外適用の対象になっております。今回、その点につきましては、直接取得せずとも、日本における本人の情報を何らかの形で入手して、サービスの提供、物品の販売をする場合には域外適用の対象にするということを想定してございます。

その上で、法律上は、そのような海外の事業者に対する命令違反の場合、あるいは報告徴収懈怠の場合の刑事罰の適用は排除しておりません。制度上は適用になっています。

他方、刑事罰の執行の仕方がなかなか難しいのも事実でして、一般的に効果が期待できる補完的な制裁措置として命令等の事実の公表という措置を設けますので、ここではそれに焦点を当てる説明をしておりますが、刑事罰を排除しているわけではございません。

○依田座長

続きまして、小林様、お願いします。

○小林様

調査には、実は若干関与させていただいたのですが、中身については、全く承知していませんでしたので、今日、御説明を受けて大変理解が深まったところもでございます。

2点ほど、取引透明化法と接合する部分について、若干御質問をさせていただくと、2ページ目の2番の「適正な利用義務の明確化」。ここは、不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化することとさせていただきますけれども、恐らく、一般の方が、これを読むと、リクナビ事件を想起するのですが、この会合に参加している立場からすると、そういうプラットフォームの優越的地位の濫用のようなものも、ここに

入ってくるのかなど、若干、邪推なのか、想定しているのですけれども、この範囲がどれぐらいのところまで及ぶのかという部分について、もし、御説明をいただければというのが1点目。

2点目は、その下の「認定個人情報団体制度の多様化」。ここは、中間整理の段階でも、このような方向性が示されたところだったと思っております。

そのうち、最後の1行だけ、ここは確認なのですけれども「特定の事業活動に限定した」の特定というのは、事業者が自分で、例えば、情報銀行であるとか、ターゲティング広告であるとか、そういった形で宣言するものであって、取引透明化法という特定とは、別に関係はないという整理でよろしいかと、これは確認の話ですけれども、2点お願いいたします。

○佐脇参事官

ありがとうございます。

最初のⅡにつきましては、かなり限定的なケースを、私どもとしては、ここで想定しているということを、まず、御紹介いたします。

何分、現在、法律の条文を各方面と議論して精査している最中ですので、要件の解説が難しいのですが、例えば、先ほどのオプトアウトの規定などは、名簿を第三者に提供すること、どこの第三者に提供するかということをお問はず、本人が拒否をしない限りできるということが、法律上、許されているわけでございますけれども、反社会的勢力に渡しているという実例もございまして、その場合には、現在は、法律上、何の義務規定もなく、対応できない状態になっております。

あるいは、情報の出し方によりますと、方ご本人があるカテゴリーに属するということ、周囲の方々にとって赤裸々になり、それが非常に検索しやすいような公表のされ方であった場合、ご本人にとって不利益が生じかねないのですが、これについても、法が求める手続をとっている限りは法執行の当局としては、一切手が出せないということになっています。

ここでは、そういうかなり悪質なケースを想定しておりまして、ご指摘の事案は含まれていないという整理です。ご指摘のような事案への対応は、これとは異なる、この場でも別途ご検討中の政策の中で、取り扱っていただくのが妥当かなと思っております。

○依田座長

ありがとうございます。

増島議員、お願いします。

○増島議員

ありがとうございます。

利用のところの不適正な方法の利用禁止ですとか、法人罰則の強化とか、いろいろな箇所、現在問題となっているところにアドレスをしていただいているということでありまして、この改正があった後も、基本的には、先行して公正取引委員会が出されてい

る優越的地位の濫用の論点があり、さらに、今回、取引透明化法が走ると、こういう話になってきて、結構、かぶる、一つの行為が、これはどれも当たるみたいところが、逆に結構ふえてきていると、こういう状況の中での、実際の執行というのが、どういうイメージになるのかというのが、以前にも増して、少しわかりにくくなってきたように見えますので、どのような御見解かというのが一点。

もう一つ、1-2の部分なのですけれども、開示方法を指示できるという部分との関係で、これも透明化法案もしくは独禁法とも関係しますけれども、事業者が持っているデータベースがあって、情報銀行を使う、そのほかのユーザークライアントで何かのサービスを使って、その情報をデータ連携してくれと行って引っ張ってくる、こういう状態をつくることで、データをユーザー側に持ってくるというのが、我々はずっと言ってきたことでもありますし、これをやることによって、データ囲い込みをなくして、まさに、競争を促進していくという、こういうコンセプトを持っていると思っているのですが、こういうものを、先ほど、どのぐらいの執行のレベル、もしくはどのぐらいの具体性のレベルで、そういう囲い込みをするなよということを、個人情報法の範囲で、ガイドラインなり、Q&Aなりで言っただけなのかというのは、特に、この会議との関係では非常に重要だと思いましたが、御見解をお願いいたします。

○佐脇参事官

ほかの政策領域との調整という話につきましては、そこはよくコミュニケーションをとっていきたいと思います。正直なところ、執行当局同士が、個別案件について、一定の評価を下す前に、情報を共有し、一緒に議論をするということは、慣例上、なかなかないのでありますけれども、そこは、日ごろのコミュニケーションということの延長線上で、どこまで可能なのかということは、我々政府部内の関係者が試されているのかなという認識であります。

あと、囲い込み防止策としての射程の範囲内に入るかどうかという意味では、法律のつくり方という意味では、そこまでのことが、現在、想定されているわけではございませんので、開示をどこまで、ユーザーフレンドリーにしていくべきなのかというような議論の延長線上の中で、御指摘の問題意識に、どこまで、対応していけるかということは検討していきたいと思います。

先ほど、小林様の御質問で、1つ答え忘れがありましたので、補足させていただきますけれども、事業活動というのは、事業者が任意に決められるものでございまして、何か、別途、政策当局側がカテゴリーを指示するというものではございません。答えが漏れましたので、今、補足いたしました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

私も、ワーキングの関連で、1点教えてほしいことがあります。3ページのIVの2の提

供先個人データの規律のところ、クッキーのような閲覧履歴情報もある程度明確化されるところがありまして、個人データと閲覧履歴クッキー情報等を機械学習に回したときに出てくる出力データとしての統計情報等は、開示請求等のところの対象には、まだならないという理解でよろしかったでしょうか。

○佐脇参事官

その統計情報が、特定の個人との関係で記述されているものではない限り、対象にはなっておりません。そのとおりでございます。

○依田座長

了解いたしました。

個人情報保護法の改正について以上といたします。

最後に、事務局から御連絡がございます。

○成田審議官

ありがとうございました。

今日は、この後、ブリーフィングで、記者説明をいたします。

議事録については、後日、公表と考えております。

私からは、以上でございます。

○依田座長

以上をもちまして、本日の会議は、終了いたします。

どうもありがとうございました。